

令和7年4月18日（金）

於・農林水産省第3特別会議室

第219回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後3時28分 開会

○清水林政部長 お待たせいたしました。定刻より少し早うございますけれども、全員おそろいですので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、林政課長が遅れて出席のため、私、林政部長の清水が最初の司会を務めさせていただきます。

それでは、まず定足数ですけれども、本日は委員20名中、オンラインでの御出席も含め、18名の委員に御出席を頂いております。必要な過半数を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に、参考1として林政審議会委員名簿を配付しておりますが、本日は河野委員にオンラインで御出席を頂いております。あと斎藤委員と中西委員は御欠席ということになっております。

なお、佐藤委員が公務のため途中退席をされる予定となっております。

また、林野庁の4月の人事異動がございましたので、この場を借りて御紹介を申し上げます。

4月1日付けで村上治山課長、松本研究指導課長、三上管理課長、岡村業務課長、この4名が新たに就任しておりますので、お手元の参考2の林野庁名簿を御確認いただければと存じます。

あと机上に1枚紙が配付されております。森林・林業の地球温暖化対策への貢献という、絵の資料です。こちらは前回の審議会で少し分かりにくいという御意見を頂きまして、一番下の化石燃料のところを修正しておりますので、改めてお配りをしております。

それでは、ここからの議事進行は立花会長にお願いしたいと思います。立花会長、よろしくお願いたします。

○立花会長 皆様こんにちは。年度始めのお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、新年度の林政審議会、これから開始させていただきます。

私の方は着座にて進行いたします。よろしくお願いたします。

それでは初めに、これは恒例となっておりますけれども、青山林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○青山林野庁長官 皆さん、こんにちは。お忙しい中、御出席とウェブでの参加をありがとうございます。本日は本年度最初の審議会といたしまして、森林・林業白書、これまで御審議い

ただいできておまして、ようやく本文案がまとまりましたので御紹介をさせていただきたいと思えます。

「生物多様性」をテーマで特集をしておりますし、分かりやすいものができたと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、大船渡の林野火災について三千三百数十haだというふうには修正されておりますけれども、今回のお話として御紹介させていただきます。

それから、あと今国会の方に森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案、衆議院を通過しまして、今参議院の審議を待っているところでございますけれども、その関係資料を後で御紹介をしたいと思っております。

それから、先ほど林政部長の清水の方からお話がございましたけれども、1枚紙を用意させていただきました。前回、土川委員から、このサインカーブ何だという話と、あと終わった後に澤田委員の方から、木質ボードに建築物の木材というのは、そういう再生もされるというのが日本の木材産業の特徴じゃないのかということ、それも表記した形にしております。これは実は今度、大阪万博で林業関係のシンポジウムがありまして、そのときにポスターに仕立てまして公表する予定にしておりますので、御紹介させていただきました。

本日も大変長時間となりますけれども、皆様から御忌憚のない御意見を賜ればと思っておりますので、本日も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○立花会長 青山長官、ありがとうございました。

報道関係の方がおられれば、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に入ります。

先ほど長官からもお話がございましたように、議事の（1）として令和6年度森林及び林業の動向（案）及び令和7年度森林及び林業施策（案）、いわゆる森林・林業白書について審議を行います。

これは昨年9月の審議会において諮問を受けましたが、それ以降、施策部会で検討いただきました。本日審議を行った後、答申を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、議事（2）ではその他として、大船渡市林野火災への対応状況について、里山広葉樹林の利活用を通じた再生に向けての提言について事務局から説明を受けることとなっております。

なお、前回1月に事務局から説明を受けた森林経営管理法等の見直しについては、国会にて法案を提出し、現在審議中であることから、今回は資料を配付しております。

それでは、議事（1）の令和6年度森林及び林業の動向（案）及び令和7年度森林及び林業施策（案）について審議を行います。

本件は昨年9月以降、施策部会で御検討いただきましたので、藤掛施策部会長から検討結果の報告をお願いいたします。

○藤掛委員 藤掛でございます。

それでは、私の方からこれまでの経緯について御報告させていただきます。

令和6年度森林及び林業の動向（案）及び令和7年度森林及び林業施策（案）につきましては、これまで施策部会で3回議論しておりまして、その経過を御報告します。

なお、第1回、第2回の施策部会については、当時、立花会長が部会長でしたので、その下で、第3回の施策部会は私が部会長として議論をさせていただきました。

まず第1回の施策部会は令和6年9月5日に行われまして、まず事務局から令和6年度森林・林業白書の作成方針について説明が行われ、特集のテーマを「生物多様性を高める林業経営と木材利用」とすること、そして通常章につきましては例年と同じ構成で、「森林の整備・保全」「林業と山村」「木材需給・利用と木材産業」「国有林野の管理経営」「東日本大震災からの復興」という5章構成で記述するということの提案がありました。

また、令和7年度森林及び林業施策の方ですけれども、これは森林・林業基本計画を踏まえた項目立てとすることが提案されました。

この部会におきまして委員の皆様からは、特集に関しまして以下のような御意見がありました。

一つ、「生物多様性」を取り上げるということですが、これは民間企業において非常に関心が高まっていると感じるけれども、林業関係者の間では余り浸透していないので、理解しやすい構成にしてほしいという御意見。

それからもう一つ、「生物多様性」は難しいテーマ、どのように林業との折り合いをつけていくのが重要という御意見。

それから三つ目に、国際的に見て日本の森林の生物多様性がどの程度であるかという位置付けをしてほしい、また原始的な天然林や人工林等の区分ごとに生物多様性への貢献があるということについて整理してほしい。

それから最後にもう一つ、川下側の人たちも生物多様性について理解できるよう整理してほ

しい。

そういった御意見が出されたところです。

それを踏まえて準備をしていただいて、第2回の施策部会は11月21日に開催されております。この回では冒頭で専門家の方をお招きしまして、1人は森林総合研究所の方、それからもう一人は日本森林技術協会の方、有識者をお招きして、森林の生物多様性に関する御知見や林業と生物多様性との関係等についての情報の提供を頂きまして、質疑応答を行いました。

その後、事務局から令和6年度白書の構成や、各章の主な記述事項の案が示されました。

それらを踏まえた議論の中で委員の皆様からの出た御意見ですけれども、まず特集につきましては、多面的機能の発揮や生態系に配慮した施業により供給される木材、これを利用していくことが重要であるということをご一般の方にも分かりやすいように書いてほしいといった御意見がありました。

また、トピックスに関しましては、改質リグニンのトピックスに関して、スギの賦存量などから年間どれぐらい生産できるのか、製造における歩留りはどの程度なのかについて書いてほしい、そうした御意見がありました。

また、通常章につきましては、木造化ということを取り上げておりますが、それだけではなく、オフィス等での木質化についても紹介をしてほしい。木材自給率は上昇しているけれども、その要因についての記載が少し分かりにくいのではないかという御意見。それから、ウッドショックが起きて数年たちますけれども、それがどのような影響があったのかを振り返る記述ができないかといった御意見が出されたということでもあります。

続きまして、第3回の施策部会は本年2月20日に開催されました。この部会では事務局が、本文の素案、本日の見えていただいているものものもとになるものが出てまいりまして、それについて審議いたしました。

この日の委員からの御意見について御紹介しますが、まず特集については、生物多様性とその意義において、我々の生活に関わる、これが大変重要な深刻な問題だということが専門外の人にも分かりやすいように具体例を入れてほしいという御意見。

それから、原始的な自然の維持に加えて、人の手が加わる二次的な自然についても適切に管理することで、それぞれ異なる生物多様性を確保できるということを初めにはっきり言ってほしいという御意見。

それから、これまで長くシカ被害対策、生物多様性に影響を及ぼしているシカ被害対策にはこれまでも長く取り組んできているけれども、依然として被害が止められていないというよう

なことについても記載してはどうかという御意見。

それからもう一つ、民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動きがあるということについて、そういうことが書いてあるんですけども、それは一般消費者の視点が背景にあるのか、あるいは、これにより一般消費者の関心を得ようとしているのか、それが分かるように記載してほしい。

特集章につきましてはそういった意見が出され、議論をしました。

また、トピックスにつきましては、トピックスの三つ目について、建築用製材について梁・桁等の横架材で国産材の割合が低いということが記述してありますけれども、これも近年は集成材等を活用することで自給率の上昇に貢献してきているので、そういった観点からの記載も欲しいという御意見がありました。

また、通常章につきましては、第Ⅰ章の中の最初のところに森林の多面的機能について書いてありますけれども、国民が受ける恩恵を金額で示すことはできないかという御意見を頂きました。

また、第Ⅲ章の木質バイオマスのマテリアル利用について、トピックスで触れている内容も踏まえ、改質リグニンに関する記述をより充実できませんかといったような御意見が出されました。

このほか、素案が出てきておりましたので、用語の定義や解説の追加、表現の統一等々、様々な御意見を頂きました。

これらの議論を踏まえた本文の記述を最終的にどう取りまとめるか、また本日の林政審議会への報告については、私、施策部会長に一任されました。その後、第3回の部会を受けた修正案というのを4月の初めでしたか、事務局と私とでやり取りをさせていただきまして、適宜修正がなされていること等を確認しております。

ということで、施策部会長としては本日提出いただいている事務局作成の案は委員皆様からの御意見を適切に反映しており、適当であるというふうに考えますので、御報告いたします。よろしく申し上げます。

○立花会長 ありがとうございます。施策部会の委員の皆様も活発な御議論、検討をありがとうございました。

特集章で生物多様性を取り上げているというのは、今回白書では初めてだと認識しております。これが一つの特徴だということにもなります。

それでは、続きまして企画課長より内容の御説明をお願いいたします。

○上杉企画課長 企画課長の上杉でございます。よろしくお願いいたします。

白書につきましては、お手元の資料1-1が本文（案）となっております。1-2が概要版となっております。本日は時間の関係もございますので、主に1-2の概要版を中心に御説明させていただきつつ、要所要所、今まで頂いた御意見を踏まえまして、本文の方も御紹介できればと考えております。

なお、お手元の資料につきましては、事前にお送りしたもののから数値の時点更新など、若干修正が入ったものとなっておりますので、御了承いただければと思います。

では早速、資料1-2の概要版に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず目次の方を御覧いただきまして、特集のテーマが「生物多様性を高める林業経営と木材利用」というふうになっております。

トピックスにつきましては全部で六つございますが、令和6年度の特徴的な動きを紹介しております。

I章以降、先ほど御紹介がありましたとおり、例年と同じ章立てで作成をしているところがございます。

では早速、資料の1ページ、特集の冒頭でございます。

大きな1といたしまして、生物多様性の重要性と関心の高まりとしております。

(1)でございますが、生物多様性とその意義について記述をしているところがございます。生物多様性には、生態系レベル、種レベル、遺伝子のレベルの三つのレベルがあること、生物多様性の確保は将来にわたる暮らしの基盤であることについて記述をしているところがございます。

その下の2ページでございます。(2)では近年の動きにつきまして、国際的な動き、国内の動き、民間主体の動きの三つに分けて紹介しております。

まず国際的な動きにつきましては、2022年「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されたこと、「ネイチャーポジティブ」の考え方や「30by30目標」が位置付けられたこと、これらを受けまして、国内の動きといたしまして「自然共生サイト」が開始されていること。

次に、民間主体の動きといたしまして、TNFD提言等によりまして、企業にも生物多様性や自然資本に関する情報開示が求められていることを紹介しているところがございます。

次に、3ページからは大きな2になっておりまして、我が国の森林における生物多様性とこれまでの保全の取組について記述をしているところであります。

まず(1)でございますが、日本は南北に長く、多様な気候帯に属し、多様な生物の生育・

生息環境が広がっていること、国土の約3分の2が森林であり、70年以上にわたって、その面積・割合が維持されていること、森林は陸域で最大の生物種の宝庫であることなどを記述しているところがございます。

その下の4ページでございますが、森林の生物多様性を生態系レベル、種レベル、遺伝子レベルに分けて解説をしています。

これまでの施策部会での御意見などを踏まえまして、生態系レベルにおきましては、原始的な天然林、里山林、人工林など様々なタイプの森林が存在し、それがそれぞれ異なった生物相であること、原始的な天然林の保護・管理に加えまして、持続的な林業によって、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されていることを記述しております。

また、種レベルでも、右側にお示ししているグラフのとおり、日本の森林の樹種構成が欧州よりも多様であることを紹介しております。

次は5ページでございます。(2)では生物多様性保全の取組の経過といたしまして、明治時代以降の森林の荒廃に対する伐採等の行為規制や保護林制度を紹介いたしまして、近年は生物多様性の概念も取り込みながら保全管理・利用までを含む施策に深化してきていることを記述しております。

その下の6ページでございますけれども、(3)では具体的な施策について記述をしております。

(ア)では、流域レベルの視点での生物多様性として、様々な森林がモザイク状に配置されている状態を目指して、多様な森林整備を推進していること、一定の地理的まとまりである流域を単位として森林計画制度を運用いたしまして、機能に応じた「ゾーニング」を定めていることなどについて記述をしております。

次は7ページでございます。(イ)でございますが、森林のタイプごとの生物多様性について、原始的な天然林、里山林、下の8ページにかけまして人工林に分けて、それぞれ特徴と施策を紹介しております。

まず、7ページの原始的な天然林でございますが、長期にわたって人手は加わっておらず、生物多様性に富んでいること、自然の推移に委ねることを基本に、保護・管理を実施していることを記述しております。

その下の里山林でございますけれども、継続的に利用されていることで明るい環境が維持され、特有の生物多様性を形成してきたものの、近年は利用の縮小により暗い状態へと変化していること、そのため、里山林の継続的な利用を促進していることなどについて記述をしている

ところでございます。

その下の8ページの人工林でございますけれども、二つ目の矢印でございますとおり、間伐等の森林整備により下層植生が発達するほか、伐採や更新によって草原性の野生生物の生育・生息地やイヌワシなどの狩場としての機能を果たすといった面もあることを紹介しているところでございます。

その下の(ウ)では、シカ等の野生鳥獣や森林病害虫による森林被害が生物多様性に与える影響について記述をしているところでございます。

これまでの施策部会での御意見を踏まえまして、厚い方の資料1-1でございますけれども、本文の22ページ、23ページにかけまして、平成の初期からシカ被害対策を実施してきたものの、依然として被害が深刻であることや、現在取り組んでいる対策の内容について記述をしております。

資料1-2の概要に戻っていただきまして、9ページ、(エ)でございますけれども、気候変動と生物多様性の関係について、その下の(オ)では防災・減災対策と生物多様性の関係について記述をしているところでございます。

続きまして、その下の10ページからは大きな3といたしまして、生物多様性を高める林業経営と木材利用に向けてというふうになります。今後は林業生産活動を通じまして経営管理が行われてきた森林について、生物多様性を確保していくことが一層重要であるということから、林野庁では昨年3月に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめておりまして、これを踏まえた記述としております。

まず(1)でございますが、生物多様性への林業経営の貢献としております。下の二つの写真で事例をお示ししているところでございますけれども、生物多様性への林業経営の貢献につきましては、地域の森林全体としての生物多様性に貢献するという視点が重要であること、林業事業体などが取り組むべきことは持続的な経営であり、多面的機能の発揮や生態系に配慮した施業の結果として供給される木材は社会経済に貢献することなどを記述しております。

次に、11ページでございます。(2)の生物多様性の面から見た今後の林業経営として、林業事業体などには、ゾーニング等を踏まえまして多様な森林の配置に貢献することや、個々の森林施業を通じまして生物多様性を確保することが期待されることを記述しております。

また、その下の12ページでございますけれども、(ウ)生物多様性を高める林業経営の新たな収益機会といたしまして、J-クレジット創出の取組における生物多様性確保や里山林整備に取り組みながら広葉樹資源を利用していく林業経営について、事例も交えながら記述をして

いるところでございます。

その下の（エ）では、モニタリングと評価についてP D C Aサイクルが重要であることなどを記述しているところでございます。

続きまして、13ページからの（3）でございますけれども、持続的な経営から生産される木材の利用に向けてとしております。T N F D提言等によりまして民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動きがあること、これを受けまして、国産材活用など、企業の情報開示で示す例もあること、林野庁において企業の情報開示の際に参考となるよう、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」を作成・公表したことなどを紹介しているところでございます。

これまで施策部会での御意見を踏まえまして、資料1－1の本文33ページの下の方になりますけれども、31行目ぐらいでございますが、このような民間企業における動きの背景といたしまして、消費者を含めた社会全体に環境意識が浸透しつつあり、木材利用への期待が高まっていることを記述しているところでございます。

また元の概要、資料1－2に戻っていただきまして、次はその下の14ページでございますけれども、サプライチェーンの中で生物多様性も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材を選択的に利用できることが重要であること、森林経営計画において生物多様性の取組事項を示すことにより、その情報を伝達していくことも選択的利用を促す有効な手段であること、このような木材が需要者に評価され、利用が拡大していくことは生物多様性を更に高めることに貢献することについて記述をしているところでございます。

最後の（4）になりますが、森林生態系から生み出される多岐にわたる恩恵がもたらされてきたのは、林業経営の営みがあったからこそであること、今後も関係者が森林の保続と生物多様性の重要性、それに対する林業経営の貢献について理解を深めることが重要であり、生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用を通じて、我が国の森林を将来にわたり受け継いでいくことが必要であることを記述いたしまして、この特集のまとめとしているところでございます。

以上が今年の特集部分でございます。

次に、トピックスに入ります。ページで申し上げますと、15ページ以降でございます。

まずトピックスの1でございますけれども、森林経営管理制度がスタートしてから5年が経過しているところでございます。制度の活用が必要な市町村のほぼ全てで取組が開始されていること、一方で、林業経営体と市町村の連携が不十分であるなどの課題があったことから、冒頭御紹介させていただきましたとおり、今国会に森林経営管理法及び森林法の一部を改正する

法律案を提出させていただきまして、今国会で審議をさせていただいているところでございます。

16ページでございます。トピックスの2で、林業従事者の技能や社会的・経済的地位の向上への寄与を目的といたしまして、技能検定に「林業職種」が新設されたことについて紹介をしております。

次のページでございます。17ページでございますが、トピックスの3といたしまして、木材自給率が近年で最も高い43%となったこと、製材用材、合板用材で自給率が5割を超えていること、国産材率の低い部材において技術開発を推進していることについて紹介をしております。

これまでの施策部会での御意見を踏まえて、近年は枠組壁工法構造用製材、いわゆるツーバイフォー工法用部材において国産材率が増加傾向であることを記述しているところでございます。

次に、その下の18ページ、トピックスの4でございます。中高層ビル等において国産材を積極的に利用する動き、民間の低層建築物においても木造化の動きが広がっていることについて、写真を示しながら紹介をしております。

トピックスの5、19ページでございます。プラスチックを代替する「改質リグニン」の今後の展開方向について紹介をしているところでございます。

これにつきましては、これまでの施策部会の御意見を踏まえまして、本文の資料1-1の43ページがこのトピックスの本文になりますけれども、43ページの23行目ぐらいからでございますけれども、令和6年度から愛媛県の鬼北町での大規模製造技術の実証を支援していることや、この成果を基に、年間16,000立米のスギ材から2,000トンの改質リグニンを製造することが計画されていることなどについて記述をしているところでございます。

また資料1-2の概要に戻っていただきまして、最後のトピックス、20ページでございますけれども、トピックスの6でございます。令和5年度白書でも紹介させていただきました能登半島地震と、その後の大雨による山地災害について、被害への対応や復旧・復興の状況について紹介をしているところでございます。

以上がトピックスについての御説明になります。

次に21ページ以降、通常章になります。

まず第I章の森林の整備と保全のところになります。21ページでございますが、1の(1)のところでございますけれども、森林の多面的機能がSDGsや2050年ネット・ゼロ、国土強靱化に寄与することについて記述をしております。

なお、本年2月の地球温暖化対策計画の改定によりまして、これまでの「2050年カーボンニ

ュートラル」との表現が「2050年ネット・ゼロ」と変更されておりまして、今回の白書でも過去の文章の引用等をする場合などを除きまして、「2050年ネット・ゼロ」と表記しているところでございます。

その下の22ページにつきましては、森林計画制度につきまして記述をし、次の23ページでございますけれども、林業イノベーションを推進していることや林業普及指導員などの活動について事例を交えて記述をしているところでございます。

その下の24ページでございますけれども、（１）では森林整備の推進状況の全般を記述しております。

その下の（２）では、新たに再生林の項目を立てて、省力化・低コスト化やエリートツリーなど、成長に優れた種苗の供給について記述をしているところでございます。

次の25ページでございます。（３）の花粉発生源対策についてでございます。昨年の白書では特集で記述をしたテーマになっておりますけれども、これを要点を抜き出して、「花粉症対策の全体像」などに基づいた対策を進めていることについて紹介をしているところでございます。

その下の（４）では、森林整備の基盤となる路網の整備について記述をしております。

下の26ページでは、森林経営管理制度について、地域の状況に応じて様々な取組が展開されていること、森林環境譲与税の活用額が年々増加していることなどを記述しております。

施策部会でも御指摘がありました。資料1-1の68ページ、69ページを見開きで御覧いただきたいと思っております。各地の様々な取組について分かりやすく写真も入れて、事例を紹介させていただいております。

また概要の資料1-2に戻っていただきまして、次の27ページでございます。社会全体で支える森林づくりとして、J-クレジットの認証量が令和5年度に引き続き大きく増えていることなどを記述しております。

その下の28ページでは、（１）で保安林や林地開発許可について、さらに（２）では令和6年に発生した山地災害にも触れながら治山対策などについて記述をしているところでございます。

次の29ページでございますが、シカ等の野生鳥獣被害や森林病虫害被害の対策のほか、冒頭にちょっとお話がありましたが、本年2月から3月にかけて発生いたしました大規模な林野火災について、特に甚大な被害となった大船渡市における対応について、コラムを掲載するなどして、詳しく紹介をしているところでございます。

次に、その下の30ページでございますけれども、国際的な取組につきまして、(2)においては、森林吸収量の算定方法の見直し、地球温暖化対策計画における森林吸収量目標について記述をしております。

31ページにつきましては、国際協力について記述をしているところでございます。

以上が第I章となっております。

32ページ以降は第II章になります。林業と山村(中山間地域)という形になっております。

まず32ページですが、林業の動向といたしまして、林業産出額の推移について記述をしております。

次に、33ページにかけまして林業経営体の規模の拡大、34ページでは労働力の確保に向けて「緑の雇用」事業などを推進していることを記述しております。

次に35ページでございますけれども、林業経営の生産性向上のための施業の集約化について、その下の36ページでは収支のプラス転換を図る「新しい林業」の取組などを紹介しておるところでございます。

次の37ページでございますが、特用林産物が林業産出額の4割を占めることや、きのこ類、薪炭・竹材・漆等の動向について記述をしているところでございます。

次に38ページでございますけれども、山村の動向といたしまして、山村の地域資源への関心が高まっていること、山村の活性化に向け、地域資源の発掘と付加価値向上の取組を支援していることなどを記述しております。

次に、39ページ以降が第III章、木材需給・利用と木材産業になります。

まず39ページですが、国内の木材需要量や国産材供給量、自給率の動向などについて記述をしております。

その下の40ページでございますけれども、木材価格について、いわゆるウッドショック時から低下はしておりますが、以前より高い水準で推移していること、違法伐採対策については、本年4月に施行された改正クリーンウッド法について記述をしているところでございます。

次に41ページでございますけれども、木材利用が地球温暖化防止に貢献すること、さらに、この下の42から43ページにかけましては、建築分野における木材利用について、住宅だけでなく、非住宅・中高層の木造化・木質化が重要となっていること、さらに、「都市(まち)の木造化推進法」により木材利用を後押ししていることなどを記述しているところでございます。

さらに、この部分につきましては、これまでの施策部会での委員の御指摘を踏まえまして、資料1-1、本文の156ページから157ページにかけまして、内装木質化の例も含めまして、木

材利用の例を数多く紹介をさせていただいております。

また資料1-2の概要に戻っていただきまして、44ページでは木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用について記述をしているところでございます。この点につきましても大変恐縮ですが、また厚い資料の本文の165ページでございますが、これまでの施策部会での委員の御指摘などを踏まえまして、改質リグニンについて、社会実装に向けた今後の展開方向について記述を充実するような形で、165ページの右下に資料Ⅲ-24というのが入っておりますけれども、記述を充実させる形で記載をしているところでございます。

また概要の資料に戻っていただきまして、概要の資料の45ページでございます。消費者への普及の取組や木材輸出が増加傾向にあることなどを記述しているところでございます。

その下の46ページでは木材産業の動向につきまして国際競争力の強化に向けた大規模化などが進展していること、47ページでは国産材活用に向けた技術開発や製材業などの各部門で国産材の利用割合が増加傾向にあることなどを48ページにかけて記述をしているところでございます。

以上が第Ⅲ章になります。

次の49ページからは第Ⅳ章、国有林野となっております。

森林面積の3割を占める国有林野が国民全体の利益につながる公益的機能を発揮していること、50ページでは、公益重視の管理経営を推進していること、次の51ページにおきましては、民有林への技術普及などによりまして、森林・林業施策の推進に貢献していることなどを記述しております。

最後の章になりますが、52ページ以降、第Ⅴ章の東日本大震災からの復興となっております。52ページでございますが、被災した海岸防災林の復旧・再生などについて記述をしております。

次の53、54ページにかけまして、原子力災害からの復興として、しいたけ原木となる広葉樹林の再生に向けた取組や、安全な特用林産物の供給に向けた支援などを記述しております。

一番最後、55ページになりますが、令和7年度森林及び林業施策において、令和7年度の予算、税制、金融措置などにつきまして、令和7年度に講じようとする施策を整理することとしております。

以上、大変駆け足でございましたが、資料1-2の概要につきまして御説明をさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○立花会長 どうもありがとうございました。

施策部会で出た意見に対してどう対応したかということも含めて御説明を頂きました。端的な形で射を御説明いただいたので、我々としては理解できたかなというふうに思っております。

それでは、これから委員の皆様からこの内容について審議をしていただくことになります。

実は特集章については生物多様性という非常に難しい部分でもあるので、専門家の方に来ていただいて、今どういったことなのかということの説明、専門家からの知識を得た上で、知見を得た上で特集章の内容を検討し、今回の特集の内容になったということになります。ですので、例えば特集章の中では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性のような視点でまとめるとか、あるいは森林そのものについても原生的な天然林から里山、そして人工林というような形で一定程度ゾーニングの視点を入れながらまとめられています。森林について一般の皆さんは、なかなか分からない部分もあるかと思うんですけども、なるべく分かるような形で説明をしていると聞いております。

ということで、これからこの構成に沿って順次皆様から御意見を頂いてまいります。特に施策部会の皆様はこれまで3回ないし1回の施策部会の中で審議をされてきたと思いますので、まず特集章について、施策部会の委員のほかの皆様からまず御意見、御質問を頂ければというふうに思っております。

それでは、どなたからでも結構です。特集章につきまして御意見、御質問を賜ればと思います。いかがでしょうか。

河野委員、もし今御意見があればここでお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○河野委員 分かりました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。河野発言、お許しいただけますでしょうか。

○立花会長 どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。

施策部会の皆様、関係者の皆様、取りまとめをしていただきまして、私のような消費者にとりましても、我が国の森林・林業の生物多様性と、特に林業経営と木材利用、この特集部分には知見が乏しいところ、森林・林業が持つ多面的な価値を本当に分かりやすく説明して下さっているというふうに思いました。

他方、ここを深掘りしていくと、産業の推進と、それから動植物の生態環境の保護をどう両立させ、共生を図るかというのは実はかなりの難題ではないかというふうに受け止めたところでもございます。

例えば、8ページ下段の記述内容は、28ページでもより詳しく説明してくださっていますけれども、森林の疾病対策や害虫の駆除には大きなストレスなく取り組めるとする反面、野生鳥獣に対しては、まずは食害被害への対策が喫緊の課題ではないかというふうに思いました。

林業の実態を十分理解できていない私たち、私も含めて国民の大半にとってみますと、生物多様性への配慮というのは、時には厳しい判断を伴うものであるという、現場で働く方々の思いや努力を知ることでも大事で、きれいごとだけでは進まないという現実についても周知すべきだというふうに感じました。

現状は、私たち消費者がふだん目にする木材に、持続可能性を担保したという明確な表示が付いていない状況ですので、どれも同じように見えてしまうため、生物多様性に配慮しているという価値が分かるような、例えば認証などの取組が今後進められて、消費者側もそういった現場の皆様、それから間に入ってくださるサプライチェーンの皆様の努力をしっかりと理解し、そういった上で森林・林業をしっかりと評価していけるようになるというふうなふうに思いました。

特段質問はございませんけれども、本当に丁寧な分かりやすい説明でありありがとうございますということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○立花会長 どうもありがとうございました。

そのほかの施策部会の委員ではない委員の皆様、いかがでしょうか。

お願いします。

○小野委員 ありがとうございます。森と未来の小野なぎさです。

今回の白書を読んでいて、生物多様性のところは、私自身もふだんの活動の中で企業等からの質問も多いところなので、大変勉強になりました。やはりバランスを考えていくことが大切なんだなという視点がとても伝わりました。

本文ですと12ページにあったように、森林における樹種構成の欧州との比較というのはとても参考になりました。数値的に出ているものというのは、見ていて、とても分かりやすいなと思いました。こういった数字が出てくると、これまでの取組なんかいろいろ書いてあるのを見ていると、これまで日本はどのぐらいの生物多様性があって、今どのぐらいで、これからどのぐらいを目指しているのかという数値的な指標というのも気になるかなと思います。

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」というのがあったかと思いますが、その中でモニタリングの表記がありまして、この白書でいうと33ページのところになると思うん

ですが、活動目標の設定とモニタリングという指針の中には、生物多様性を評価するための統一的手法は定まっておらず、PDCAサイクルの実行を担保する仕組みも明らかではないという表記があったと思うんです。

今この白書を見てみると、こういった統一的手法が定まっていないということが書いていなかったもので、これは結構大切なポイントかなと思っています。表記が定まっていない。評価方法が決まっていて、それに基づいて林野庁が取り組んでいるというふうにも受け取れるので、分からないことは分からない、課題であることはこれから検討が必要であるということに記載すると、読む側も、そのためにはどうしたらいいんだろうという、また新たなアイデアを考えるヒントにもなるかなと思いましたので、そういった表記を検討していただけるといいかなと思いました。

そして、本文ではないんですが、お願いとしまして、生物多様性を考える上で気候変動との関係というのは、これからとても重要になってくるかなと思っています。ただ、森林分野に関して、この辺りの気候変動の予測というのは、とても情報が足りていないのではないかなと感じています。調べてみても、10年ほど前の森林総研が出した資料ぐらいしか見当たらないので、気候変動に対する森林の影響と予測、それから生物多様性の関係というのは、研究により力を入れていただきたいなと思います。

以上です。

○立花会長 小野委員、ありがとうございました。

もうお一方の御意見、御質問を賜ってから事務局からの御回答をお願いしようかなと思います。お願いいたします。

○小貫委員 王子ホールディングスの小貫でございます。

まずは今回、生物多様性にスポットライトを当てていただいて、林業企業体とすれば大変ありがたいというふうに考えております。林業経営体とすれば、本来、経済的価値のみで事業が継続できればいいんですが、残念ながら材価の低迷、コストの上昇といったものがございまして、こういった生物多様性や多面的機能、これらを合わせて企業体としての企業価値を高めていかざるを得ないというのが今現状でございます。

その中で一つ、今後の希望というところでございますけれども、こういった生物多様性を何らかの形で指標化したり、あるいは定量化できれば、更に社会に対する訴求力が出てくるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

河野委員からは、持続可能性の明示というのをできるようになったらいいなという御意見が特に重要だったかなと思いました。

あと小野委員からは、統一的な手法の検討とか、気候変動との関係についてどうなのかという御質問でした。

関わって、指標について今小貫委員からも御質問があったということになりますけれども、3名からの御質問、御意見に対しまして事務局からの御回答を願うことができますでしょうか。

○石井森林利用課長 御質問ありがとうございます。森林利用課長の石井でございます。

まず河野委員から全体的に持続可能性や多様性配慮への配慮のお話など、御感想を頂きました。大変ありがとうございます。持続性や多様性の価値が分かるようにしていくことは非常に重要だと思っていますので、どんなことが出来るのか考えていきたいと思っています。

小野委員から、多様性の数値ですとか、どのくらいのものを目指しているのかというお話がございました。多様性については、端的に数値で表すのは非常に難しいと思ってございます。前回の林政審議会の地球温暖化の関係でもお話をいたしました、生物多様性基礎調査というのを長年やってございます。そういったデータを公表することによって、多様性に関しどういった動きがあるのかなどしっかりと公表してまいりたいと思ってございます。

また、モニタリングについてのお話がございました。モニタリングの手法は、なかなか難しい部分がございます。白書の中でも御紹介をしていますが、林業経営の指針というのを定めてございます。その指針の中では、モニタリングの手法を余り負担にならない方法でやってみてはどうかと提示しております。具体的には5年に1度巡視をするであるとか、林況の写真を撮るとか、そういった手法を提示させていただいておりますので、そういったものの定着に努めてまいりたいと思ってございます。

また、気候変動による森林への影響という点、これはなかなか難しい部分もございまして、竹の植生が北上していくというような部分的な研究はございますけれども、体系的なものは、今のところ進んでおりません。御指摘を踏まえまして、森林総研とか、そういった具体の研究もございまして、取り組んでまいりたいと思ってございます。

小貫委員から、多面的機能、生物多様性への価値であるとか指標化、企業がそういったものに取り組んでいくということが大事だという御意見がございました。この中では御紹介をしておりますが、この3月に森林の多面的機能に関するTNFD作成の手引きというものを林野庁で作成して、公表してございます。そのTNFDの手引きでは、森林の多面的機能と企業

との関係であるとか、TNFD提言が提示をしておりますLEAPアプローチに基づく評価の仕方、そしてまた情報開示の具体的な指標とか開示項目を例示しております、この普及に努めてまいりたいと思っております。まだ4月に公表したばかりでございますので、なかなか世間に知られていない部分もあると思っておりますので、そこら辺もしっかりと周知に努めてまいりたいと思っております。

なお、TNFDの森林の手引きについては、経団連の自然保護基金・自然保護協議会のホームページで紹介していただいておりますので、企業のTNFD情報開示の取組が広がっていくことを期待しているところでございます。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。お三方の委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

出島委員、お願いいたします。

○出島委員 出島です。生物多様性の特集ということで、大変広範囲にわたることを分かりやすく記述いただいたと思っておりますし、数値的などころ、最新のデータが入っているという意味でも、生物多様性について話をする人が多い私としても、非常に有益な資料を作っていただいたなというふうに思っております。ありがとうございます。

私からは、一つは資料1-1の本文の方ですけれども、6ページ目に「昆明・モントリオールプロセスの生物多様性枠組」の主な森林関係部分の概要ということで、目標の2と3と10と15を挙げていただいていると思っております。この文章の中での紹介の仕方、この四つの目標を取り上げているというふうに思いますけれども、森林の管理において重要な生物多様性枠組の目標は、私は1だというふうに思っております、1というのはいわゆる空間計画を作ろうというものでございます。陸域における空間計画を作っていくということです。それは正に、先ほどから御紹介があった生物多様性を高める森林・林業経営の指針で、森林経営計画の中で生物多様性に配慮していきましょうということを言っているわけですけれども、正にその生物多様性に配慮した森林経営計画をつくること自体が目標1に貢献することになりますので、この6ページというよりは、どこか、26ページ以降の部分でその点について触れることができると、より良いのかなというふうに思いました。

もう一点は23ページのところ、防災・減災と生物多様性というところで、ここは治山等の事業というものは生物多様性においてもトレードオフと相乗効果があるという意味では相乗効果

の部分を書いていただいているというふうに思います。

ただ、一つ前の項目のエのところ、気候変動と生物多様性についてはトレードオフと相乗効果があるということを明確に位置付けているわけですが、やはり治山事業というものはトレードオフがあるというふうに言っていた必要があるかなというふうに思っています。特に今回、生物多様性の特集ですので、その点については記述した方がいいのではないかと考えています。やはり河川、溪流環境において溪流を横断するような構造物を造るということは上下流の連続性を遮断しますし、あと土砂が移動しないというものは、それは人間の安全・安心のためには大事なんですけども、瀬や淵という河川の溪流環境における重要な多面的な、多様な環境をつくるというダイナミズムみたいなものを阻止していることになって、溪流魚の産卵場所であるとか隠れ場所であるとか、そういうものは結果的になくなって単調な溪流環境になっていくということがありますので。

まあ、余りネガティブなことを一生懸命書く必要はないと思いますけれども、やはり両面あるのだという。だからこそ、この配慮が必要なのだということを記述していただくことは重要ではないかというふうに思っております。

私からは以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

上月委員、お願いします。

○上月委員 すみません、上月です。失礼いたします。

非常に良いことが書いてあると思いますが、林業を経営している者の立場から言うと、生物多様性に配慮するためには負担もかかりますので、そのための政策的な支援も考えて頂ければと思います。

○立花会長 どうもありがとうございました。

もうお一方、いかがでしょうか。平井委員、お願いいたします。

○平井委員 平井です。ありがとうございます。

資料は具体例が多くて、分かりやすく拝見できたかなと思うんですが、先ほど特集で、初めて生物多様性を取り扱うということだったので、初めて扱うということをもう少しどこかに記載されていても、それだけ今注目が必要なことなんだという興味関心を集められるかなと思ったので、その辺りの記述がどこかにあってもいいのではないかなと思いました。

あと本書の12ページ、資料の9の海外との比較というところで、このグラフを見て、ぱっと

日本の方が優れていますというふうに、多様であるというふうに言い切られているんですけど、そうであれば理想形みたいなものが一番下にあると、より分かりやすいのかなと思いました。

○立花会長 ありがとうございます。

出島委員からは、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の目標1について記述をできないかという御指摘と、あとは本文の方の23ページ、防災・減災の関わりの中で、トレードオフのところですか。例えば溪流を事例にして御質問いただいたわけですが、両面から書けないかというような指摘でした。

あと上月委員からは、生物多様性のことを考えると費用が掛かることになるだろうから、その辺りの手当てをしてもらう必要があるのではないかという御指摘でした。

平井委員からは、今回初めての生物多様性ですから、その辺りについてということと、今のところはヨーロッパの例も踏まえながら、これが一つの理想形だというようなことを入れられないかというようなお話でした。

これらについて事務局から御回答をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○石井森林利用課長 森林利用課長でございます。

出島委員から、昆明・モンテリオールの目標1のお話がありました。目標の1というのは、「すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画の下、又は効果的な管理プロセスの下に置く」という目標でございます。

資料6ページの目標の概要については、スペースの関係もありまして、幾つか目標を具体的にピックアップしたうちの一つということでございますけども、正に目標1の空間計画の下で統合的にやっていく、効果的な管理プロセスの下にという点は、本文中の、流域での視点であるとか、森林計画の下での計画的な管理という箇所、目標の例示以上にしっかりと中身を記述しておるということでございますので、こういった形で対応しておりますというところでございます。

上月委員から、林業経営として、生物多様性に配慮すると、掛かり増しになるんじゃないかというお話がありました。先ほどのモニタリングのお話ではございませんけども、大きな負担が掛からない中で、まずはやっていただくことが大事だと思っております。そういった部分を含めて、林業経営の指針の普及に努めてまいりたいと。

また、森林整備事業におきましても、針広混交林化であるとか、幾つか保残木を残した部分を除地扱いにしないといった補助も始めております。造林補助事業では7割の補助率で補助し

てございますので、こういった補助を活用しながら多様な森林整備を応援してまいりたいと考えてございます。

平井委員の、海外との比較で理想形といった形で示せないのかというお話がございました。私なりに御指摘を理解すれば、多面的な機能であるとか多様性に関し、どういったものが一番バランスよく発揮されているのかを示したら良いのではないかということだと思いますけども、世界は非常に広うございますので、イギリスのように日本よりも生物種の少ない国であるとか、アマゾンのように非常に多様性の富んでいる国など、いろいろあると思います。こういった指標の多様性が、正に生態系の多様性を代表していると思いますので、現状のまま、多様性が高い所、低い所いろいろあるよということを記述していきたいというように思っております。

○立花会長 すみません、今のところで目標1について、本文の26ページ以降に加筆できないだろうかという出島委員からの御意見もあったわけですが、それについてはいかがでしょうか。

○上杉企画課長 26ページ以降に御指摘の点についてどう反映するか、検討させていただければと思います。

○立花会長 よろしくお願いたします。

○上杉企画課長 1点、平井委員から、生物多様性を初めて特集で取り組むことについて書いたらどうかという話があったかと思いますが、一般的に白書に「これ初めてですよ」という書き方はなかなかしないんですが、御指摘は非常に重要だと思いますので、今後白書をいろいろPRとか、外向けに説明を我々は、例えば記者レクとか論説懇とかあるんですが、そういった場面で御指摘のような点を踏まえましてPRしていけたらなと考えております。

○立花会長 どうもありがとうございました。お願いたします。

○村上治山課長 治山課長の村上でございます。

出島委員から、治山対策と生物多様性の関係について御意見がございました。今回の白書では、基本的には治山対策というのは生態系を上手に活用しながら山を安定化させているというところを書かせていただいております。

一方で、治山対策と生物多様性のトレードオフの関係でいうと、沢を分断したダムを造ったり、土砂を止めている部分もあるのではないかという御意見がございましたが、そのような要素があることは事実だと思っております。そのような中、治山対策としても生物多様性への配慮ということを近年始めておまして、一例として、緑化資材をなるべく郷土樹種にしようですとか、また、プロジェクト的に、赤谷プロジェクトや知床では治山ダムを改良し、魚類が遡上しやすくするとか、そういう配慮を進めてきています。そういったものを今モニタリングし

ている段階でございまして、今後も取組を進めていければと考えているところでございます。

○立花会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 私は途中で中座させていただきますので。

私は全国の町村会の方から委員にということでありましたし、自治体の首長でもございますので、現場というか、難しいことは分かりませんが、概要版の4ページの下の方に針葉樹、広葉樹が混交するモザイク林相というのが分かりやすくありますけれども、これは私の宮崎の隣の村の諸塚村です。この尾根の反対側が私の町ですから、このような関係でずっとつながっておるわけでありまして、非常に昔の人は針葉樹というか、そういう経済林、あるいはこの場合はしいたけ原木ですから経済林でもあるんだろうと思いますけれども、そういう形で林業をしてきております。

そういう中で今回の施策部会の皆さん方が作られた特集です。生物多様性。私のような者でも非常に分かりやすく、ああ、うちの町はこんな感じやなとか思いながら読ませていただいております。

そういう中で森林経営管理制度等が始まりまして、適木であれば林業を持続的にやろうとか、できない所はもう広葉樹化していこうとか、そういう取組も譲与税等を頂いておりますから進めてきております。

そういう中で今度は10ページの一番下の方に、一貫施業により伐採後は確実に植栽、あるいは不利な所はと、正にこのような形でこうやっていきたいなというふうにもなっていますし、やってきておりますし、そして自治体のみではできないということで、宮崎県においては私の町でもですけども、やはり企業の森というか、民間の大きな会社と林地の賃貸借契約みたいにして、企業さんがそこに広葉樹を植栽していく。その管理を企業の貢献事業として行う。

私の町では大企業の旭化成さんが水源を使う、発電所で使う水源を、あるからということで20ヘクタールぐらいですか、企業の森としてこういう形で広葉樹等の植栽、あるいはその管理等をしていただいておりますから、今回の特集の中に取り入れられているんだなというふうには思いながら、大変参考にもなりましたし、これを是非、この概要版を自治体関係辺りに広く周知をしていただければ、なお分かりやすくいいのかなというふうに思います。

それからあと1点、この中で一番課題は、現場を預かる者としては、経済林として植栽してもシカの被害が深刻で、シカは植栽した苗木を食べていきます。ですから、経済林として植えていっても、その周りをネットで防護する、あるいは苗木を食べられないように防護する、そ

ういうことをしながらやっていきますけれども、シカはスギの大きくなった皮でも食べて、枯らしていきますので、それを有害鳥獣という対策でうちの町でも年間千何百頭シカを捕りますけれども、それでも増えて大変だと。ですから、これは全国的に中山間地域といいますか、こういう林業の町辺りではこの有害鳥獣対策というのが今後の生物多様性とか、こういう経済林、あるいはその他の森林をして守っていくにしても大きな課題ではないかなというふうに、読ませていただきながら思ったところであります。これは飽くまでも私の意見というか、感想であります。ありがとうございました。

○立花会長 御発言ありがとうございました。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

土川委員、お願いいたします。

○土川委員 時間の方はよろしいでしょうか。

○立花会長 どうぞ。

○土川委員 この特集章のところなんですけれども、私もこういう大学に勤めており、よく学生に生物の多様性ということを使うわけなんです。その中で（3）の持続的な経営から生産される木材の利用に向けて、この概要版の方でありますけれども、こういった絵で多様性とその利用というのが実は両面になっているんだということのをうまく御説明いただいた。こういうのは授業とかでも、いろいろと新しい面で使えるということで、ありがたいと思います。

ただ、これも時折、私お願いしていることなんですけれども、言葉遣いで「デュー・デリジェンス」ですか、恥ずかしながら私も余り知らなくて、どういうことかというのは、この本文の方には34ページの下の方に付記があるわけなんですけれども、これを読んでもなかなかぴんとはこなかったというのが正直なところあります。今からこれを変更するというのはなかなか難しいとは思いますが、今後は是非、簡単なこれの和訳というんでしょうか、そういうようなのを付けていただくようにすると、更にどなたが読んでも分かりやすいのかなという気がいたします。

ちなみに、ChatGPTに「デュー・デリジェンスって何ですか」と聞きましたら、事前のしっかりした調査とか、買う前の確認作業のことという回答で、はるかに分かりやすいなという気がしたわけでありました。

それから、先ほど生物の多様性の把握、こういうようなのを何とか数値化、見える化したらいかがかと、そういった御意見もありだったというふうに思いますけれども、例えば本文の33ページに、アプリを出されております。こういうようなのは大変分かりやすく結構なこと

かと思いますので、例えばこういうようなものにQRコードなんていうのが貼り付けてあると、学生なんかですと、すぐその場でダウンロードしたりとかできる。とにもかくにも我々、スマホを使う。いろいろとそういった技能というのは知らず知らずのうちに付けておりますので、是非こういう白書の中にも、著作権の関係でどうなるのかというのは分かりませんが、可能な限りそういうようなこともお考えいただけると助かるかなというふうに思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

もうお一方いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特集章については今のお二人、佐藤委員からは現場からの御意見を賜ったということだと理解いたしました。土川委員からは要望と、このアプリのところの、QRコード等を使うのはどうかという御意見でした。これについて、事務局からの回答をお願いいたします。

○上杉企画課長 佐藤委員から貴重な御意見を頂きました。それを踏まえて、しっかり分かりやすく周知するなどしていきたいと思えます。

土川委員から具体例で「デュー・デリジェンス」、本文の34の注釈が、これも分かりにくいという話がありました。全般的に施策部会でも使われる用語につきましては、かなり厳しい御意見も頂いていまして、全般的に分かりやすくということで今回お示ししてきたところがございますが、こうやって御指摘を受けるからには、やはりまだ足りないところがあったのかなというふうに反省しております。今回、どこまで対応できるのかはありますが、全般的にちょっと見て、対応できるところは対応させていただきたいというふうに考えております。

次に、33ページでございますけれども、せっかくアプリの、紹介をした関係で学生等がすぐにダウンロードできるようにQRコードなどを入れられないのかという御指摘がございましたが、これもどこまでできるのか、もし可能ならば入れさせていただけるということで対応したいと思っております。

以上でございます。

○立花会長 どうもありがとうございます。

それでは、特集章の質疑、御意見についてはここまでいたしました、続いてトピックスに移りたいと思えます。トピックスにつきまして皆様から御意見、御質問等をお願いできればと思います。まだ施策部会の方はもう少しお待ちください。一通りしてから施策部会の皆様からの御意見を頂くということにしたいと思えます。いかがでしょうか。特に発言されていない方を優先して発言の機会を持ちたいというふうに考えております。いかがでしょうか。よろしい

でしょうか。

特段の御意見、御質問等はないようですので、それでは次のところに移ります。第Ⅰ章の森林の整備・保全の章につきまして皆様から御意見、御質問を賜ればと思います。いかがでしょうか。

ここは通常章ですので、基本的には昨年の白書の記述をアップデートするという形になっていますが、部分的には新たに入れ替えたりしている部分もございますので、その辺を含めて御意見等を頂ければと思います。いかがですか。

○河野委員 恐れ入ります、河野です。発言よろしいでしょうか。

○立花会長 どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。今御説明いただきました、第Ⅰ章の26ページで記述いただいている森林環境税や森林環境譲与税について……

○立花会長 河野委員、すみません、途中で画像が止まってしまったので、もう一回最初からお願いできますか。

○河野委員 すみません、大丈夫ですか。

○立花会長 はい。すみません、もう一度お願いいたします。

○河野委員 分かりました。大変失礼いたしました。

私はお願いです。26ページで記述いただいている森林環境税や森林環境譲与税についての記述なんですけれども、森林環境税は昨年度課税が開始されたところです。国内の全世帯が日本の森林や林業を守り発展させるために納税しています。

本文では、先ほど御紹介があったような具体的な事例紹介がございましたが、本当にこうした資金がどう使われ、国民生活にどのような効果が生まれるのか、国民全体に裨益する税金の使い道に関しては透明性ある説明と広報をお願いしたいと思っておりますので、是非この部分はどこかホームページの中に、森林環境税や森林環境譲与税はこんなふうに使われていますよというふうな形で特出しで、なるべく画像等を中心に公表していただくと、私たちも税金の納めがいがあるなというふうに思ったところです。どうぞよろしく申し上げます。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から第Ⅰ章について御意見、御質問いかがでしょうか。

中島委員、お願いいたします。

○中島委員 すみません、中島です。

再生林のところですか。24ページのところですか。私の2点意見と、記載でこういうことも加え

ていただければなという、今後していただければと思うんですけれども。再造林が進んでいないことが課題という一言は、本当に今林業の現場で一番感じていることです。所有者の方と本当に密に付き合うことが多いんですけれども、もう山を育てるということを諦めていらっしゃる方が本当に多くて、造林補助金の補助金内であれば再造林しましょうという、昔であればお金を自ら出費してでも良い山をつくらうという所有者の方が多かったんですけれども、今はもう補助金内であればという形で、再造林という形なんですけれども、そうすると補助金内の仕事で全て済ますとなると、どうしても昔ほどの丁寧な育林作業が行われていないというのが現状として今あって、下刈りに入ったとて、もう既に苗木がないとか、地拵えの段階でもすごく粗い仕事になってしまって、下刈りに入るときに非常に安全性に問題がある状態であったりとか、そもそも造林、再造林、植えるということに着眼するよりも、果たして5年後、10年後に本当に森林として成立しているのかという、そこの方がむしろ重要なのかなというふうに私は考えています。

次に低コスト化というふうに、造林に本当にコストが掛かっているんで、この低コスト化というのはもちろん必要なことなんですけれども、低密度植栽、下刈りの省略であります。低密度植栽をすると何が起こるかという、建築用材としてきちんと材を使う、そういう木材を育てるよりも、むしろ合板材だったり、バイオマスだったり、そういう量を供給する材を主に育てるという方向に多分いっていると思うんですけれども、そうではなくて、そういう方向性も大事ですけれども、きちんと建築用材として節のない、製材の人が使いやすい材をきちんと育てていくということも必要だと思っていますし、それが所有者の方の希望でもあるというのはよく思いますので、そういう低コスト・省力化ということだけではない再造林もあるんだよということを少し加えていただければ、林業に従事している者としては非常にやりがいになるかなというふうに思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

もう一方いかがですか。ございましたらお願いしたいと思いますが。

上月委員、お願いします。

○上月委員 すみません、続きみたいな話になるんですけれども、私がよく聞く話で、今民有林の現場では、土地ごと山林を売られる方が結構多くおり、それが大体ヘクタール10万円から50万円ぐらい、条件の良い所で100万円ぐらいで売買されている話を聞きます。また、皆伐後の植栽に使う苗木は1本200円として、2,000本植えだと40万円掛かります。それに植栽費用が

1人2万円の日当を払って200本植えたとしたら、それも40万円掛かり、併せて80万円が必要になります。このような状況で林業をどうやって皆伐して続けていったらいいのか、もちろん補助金は頂くわけですが、ある地域では県予算も含めて9割ぐらい補助が出ているところもありますが、残りの1割の負担だけでも、再造林するのが嫌だと言われている方もいらっしゃるということも踏まえて、林業経営を支援する政策をお願いしたいと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

今3名の委員から御意見、御質問を頂戴しました。

まず河野委員からは、森林環境税、森林環境譲与税のところで、成果についてリンクを付けるなどしてはどうかということなんですけれども、本文の方にある成果を概要版にも付けるかどうかということになるろうかと思えます。この辺りについてお願いいたします。

あとは中島委員からは、言わば、これまでどおりに植林をして柱材を取るような、構造材を取るような林業というのも大事なんじゃないか。その辺りを書いてはどうかということや、再造林と更新のところについての御発言でした。

上月委員からは、補助のお話になりますかね、ポイントとしては。山林売却等をするか、あと皆伐した後に再造林とかという場合の……

○上月委員 林業経営意欲の問題だと思うんです。

○立花会長 費用の問題。

○上月委員 いや、林業経営意欲が出るか出ないかという問題です。

○立花会長 意欲が出るような施策というのはどうかというような御意見、御質問です。

それでは、事務局から回答をお願いしますでしょうか。森林利用課長、お願いします。

○石井森林利用課長 河野委員から森林環境税・森林環境譲与税のお話がありました。概要版につきましては、QRコード、そういったものを工夫できればしていきたいと思えます。また、令和6年度から徴税が始まりまして、1人1,000円ということで、大変貴重な税を頂きまして森林整備を進めているところでございます。私どもといたしましても、その成果をしっかりと伝えていきたいということで、林野庁に森林環境税・森林環境譲与税の使用状況であるとか、各地の取組をかなり資料を充実させてホームページに掲載しております。また、あわせて、各地方公共団体におきましても、こういったものに使ったのかという公表を法律で義務化されてございますので、そういった公表を促しながら、森林環境譲与税、しっかり活用するだけでなく、その用途の透明性、そういったものも伝えてまいりたいと思っております。

○土居整備課長 整備課長の土居でございます。

中島委員からお話がありました再造林の関係であります。ありがとうございます。まず、なかなか丁寧な作業が行われていなくて、森林として成立しない心配があるというようなところがありました。これについては、しっかりと事業の検査などを通じて、事業がしっかりと行われるということをまずやっていくということが大事だなと思っておりますので、しっかり指導していきたいと思います。

そして、低密度植栽など、低コスト造林についてということですが、まず既往の、いわゆる3,000本植えで施業していく体系というのは既に成立して、皆さんよく御存じでありますので、そのことに加えて、低コスト造林、低密度、そして成長の早い苗木を使って下刈りを減らしていくと、そういう新しいものを紹介しているというところでございますので、そのような中で新たな取組を示しているというところではあります。

そうした中で既往の施業が、もちろん依然として行われていて、そういうことは大事であるということは、そういったことの普及といいますか、説明に努めていきたいと考えております。

上月委員からお話がありました部分も、まさに取組としては低コスト林業とか低コスト造林、こうしたこともそうなんですけれども、ここは川上から川下まで総合的な取組で取り組んでいかないといけないところだと思いますので、しっかりと考えていきたいと思います。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。3名の委員の皆様、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、時間のこともありますので、先に進むことにさせていただければと思います。

第Ⅱ章の林業と山村（中山間地域）という章になりますけれども、何か皆様から御意見、御質問を出していただければと思います。いかがでしょうか。

小野委員、お願いします。

○小野委員 ありがとうございます。労働人口のところは第Ⅱ章でよろしかったですか。よろしいですね。失礼しました。

ページ数でいうと108ページぐらいのところでしょうか。林業労働人口の動向というのが書かれておまして、若返りの取組ですとか緑の雇用、季節労働、障害者雇用等、様々な労働力を増やすための取組が紹介されていて、よく分かりました。

文章を読んでいて、林業生産活動を継続させていくことに関わる人の労働力の紹介だと思うんですけども、そもそもなんですけど、この森林・林業白書で労働人口の紹介をするときに、林業に携わる人だけの記載でいいのだろうかというのを、今回疑問を感じておまして、と申

しますのが、今回の記載で何か変えてくれというよりは、2021年に森林・林業基本計画の中に新たな産業を創り出すことという目標も掲げられていて、それから4年ぐらいたちまして、各県や市町村では、一般の方や企業の方が健康になるだけではなくて、森林所有者や林業従事者が所得を増やすために新たな森林で行うサービスというのを検討されて取り組んでいます。

例えば昨年、3月、岐阜県のシンポジウムに参加してまいりました。県内外の事業者や一般の方が200名ほど参加されていたり、また弊社で今、森林空間の活用を行う森林浴ファシリテーターという養成講座を行っておりますが、一般の方以外にも苗木生産を行う業者さんですとか、育林・伐採を行う林業業者の方が新たな事業展開のために、若手の人材や新規で雇用された方を送り込んでスキルを身に付けるといったような取組をされています。

こういう方はどこの人材に入るんだろうと。山にお金を戻すため、山でお金を稼ぐために新たに起業された、又は就職したという方が取り組んでいる、これらはどこの人材に入るんだろうと思うときに、恐らく今、林業労働人口には入っていないと思うんです。なので、例えば本文の記載の中、様々な取組がありますが、新たな取組としてこういう森林・林業に関わる方が森林サービス産業のようなもので所得を増やす取組を行う傾向があるですとか、何人というのは言えませんが、そういった視点も入れてみてはいかがでしょうか。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、小野委員から御質問がございましたけれども、労働力に関しての御提案ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。事務局からの回答をお願いいたします。

○石井森林利用課長 すみません、森林利用課長でございます。

森林サービス産業、いつも小野委員に応援いただいて、ありがとうございます。林業労働力というよりは関係人口のお話だったのかなというふうに思いますけれども、関係人口、どこまで、人数をどう把握するかというのは非常に難しい問題だと……

○小野委員 関係人口ではありません。

○石井森林利用課長 林業労働力としてどうということですか。

○谷口経営課長 経営課長でございます。

109ページの方で載せております林業従事者数につきましては、委員がおっしゃられていた「森林サービス産業」とくられるような方の人数は恐らく入っていないということかと思えます。5年に1回の国勢調査のデータを載せているということで、次の国勢調査が今年実施さ

れるということでありませけれども、どういった分類でそういった人口が把握できるのかということも今後の検討課題とさせていただけたらと思っております。

以上です。

○小野委員 すみません、一つ。なぜ提案したかという、森林・林業白書で林業だけではなくて森林という分野もある中で、こういった新たに森林の中で産業をやろうと、お仕事にされている人の人数も含めることができれば、もう少し人数のカウントというのは増えるのではないかなというところの視点での御提案でした。

○立花会長 ありがとうございます。

今の点については、この白書に反映させるというのではなく、今後検討していくということになると思いますので、引き続き、今後、基本計画の検討等もこの審議会でありますので、そうした中でもまた御提案を頂くなどすればいいのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、第Ⅱ章については皆様から意見はここまでと認識いたしましたので、第Ⅲ章に移ります。木材需給・利用と木材産業につきまして委員の皆様から御意見、御質問をお願いいたします。

澤田委員、お願いいたします。

○澤田委員 ありがとうございます。大建の澤田です。

本体の方の153ページで、木住協のデータをまた引用していただき、関わっていた者としては非常にうれしいところです。見ていただくと分かる通り、木材使用量が減っており、要因として住宅の面積が減っています。考えていくと住宅は、面積は減り、戸数は減りという、厳しい環境にあります。ページをめくっていくと、それでは非住宅に展開していきましょうというのがよく分かります。例えば161ページ「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を説明されています。建築物で木造、あるいは木材を使うことに対して、私たち木材系の人は木材は環境に良いのは当たり前だと思っておりますし、他の皆さんや社会全体が思っていると感じがちなんですけれども、ここは多分強く言い続けなければいけないと思っております。

例えば建築物ですと、昨今、特にLCA評価で、ここにも書いてあるエンボディドカーボンへの取組を国が義務化するのではないかという話が出てきています。そのときに、木材は優位性があることを言い続けなければいけなくなります。今までは木材はほかと比較して良いですよと当たり前のように言えたのですが、当然コンクリートなどもCO₂吸収するものなど、様々なものが出てくるので、木材としてはバックラッシュ的な状況になりかねないです。改め

てLCA評価やエンボディドカーボンという建物の側が課題認識しているものに対して木材が
どういう位置付けか、優位性がどうあるかというのは、訴える必要がある。これらは今回の白
書に入れて欲しいということではなくて、恐らく来年、再来年辺りは建築側で大きいトピック
になるので、そこに追っ掛けて掲載できるようになるとよいと考えます。

もう一つは、我々建材など、山と建築物の間に挟まっている産業は、建築側からEPDとい
う第三者認証の取得を要請されています。こういう認証は、先ほどの上月さんがおっしゃっ
ていたお話と同様、様々なものに様々な段階で費用が掛かることとなります。こういう費用を賄
うには、やはり付加価値が上がるのが重要で、木材使っているのがいい、国産材使っている
のいいんだというのが付加価値としてきちんと返ってきて、それが山までつながる評価とな
る、特に先ほどのEPDやLCAといったような建築物の評価や生物多様性みたいなものが連
なって経済的な効果となるのが理想であると思います。

そうすると、冒頭で河野さんがおっしゃっていたような、消費者への分かりやすさや認証と
いう話になってきます。EPDは第三者認証で、結構費用が掛かるんです。正直、中小の企業
だときついだろうし、手間もかなりかかると思います。当社は取っているのですが、それでも
結構厳しいと感じているところです。

例えばクリーンウッド法は言いにくいところですが、付加価値に繋がっているという
よりは、コンプライアンス違反やブランド棄損といったマイナスを生まない側の方策としてや
らなければならない苦しさになってしまっており、付加価値につながることを期待します。

消費者への認知として170ページに様々なマークが掲示されていますが、実はマークは良し
悪しがあり、消費者まで伝わる状態かということ、紙コップのFSCなどはメジャーになってい
ますけれども、木材系のマークはまだマイナーです。例えば製品カタログにマークを掲示して
欲しいという要望はあるのですが、170ページ以外にも国産材マークなど様々あり、マーク類
の整理統合や、アップデートがもう少しあってもいいのではないかと思います。

またカタログの紙面はそんなに大きくないので、マークとその説明を入れるには制約があり
ます。私たちがクリーンウッド法の普及をするときはマークではなくて文字情報に集約させて、
同じ表現を使ってくださいという方法を取っています。その辺は後々付加価値をどう伝えるか
という検討の際に御配慮いただければと思います。

すみません、意見だけですが、以上です。ありがとうございます。

○立花会長 いろいろな御提案、意見を頂きまして、ありがとうございます。また後で、今
の点については事務局からお話を頂きたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。土川委員、お願いいたします。

○土川委員 ありがとうございます。この章で二つお尋ねしたいことがあります。

一つは、木材輸出の取組であります。本体の方の173から175ページにも、1ページ、3ページは事例で扱われているのですが、木材を日本が輸出するようになる。この概要版にも掲載されていますが、グラフもかなり右上がり伸びてきている。右上がりのグラフを見ると、なかなかうれしくなってしまうのですが、本体の174ページのところ、今後更新という箇所が2か所ございまして、林野庁としてどの程度の熱量でお考えなのか、教えていただければと思います。次の議題になると思いますが、令和7年度も木材等の輸出促進を挙げられており、かなり注力されるのかなということでお尋ねいたしました。それが1点目であります。

2点目は本体の方の177ページ、(2)の木材産業の競争力強化ということで、概要版の46ページにも6つほどポイントが書かれております。競争力を上げることになりますと、GX、AIやICTなどに、当然関わっていると思うんです。特にそれを1つの項目として立てられなかったのは、ICTにつきましても全ての項目に関わってくるので、特段章立てをされなかったのかと思いましたので、その2点確認させていただきませんか。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。もうお一方、発言の希望があれば。よろしいですか。

それでは、今お二方から御意見と御質問がありました。澤田委員からは様々なことがありましたので、何か事務局から御回答があればお願いしたいということと、土川委員からは輸出への本気度の御質問と、競争力に関することです。AIやICT、その辺りですが、事務局からお願いいたします。

○福田木材産業課長 木材産業課長でございます。

澤田委員からの御質問は、持続可能性に係る木材利用の強みということだったかと思います。委員ご指摘のとおり、「木材が環境に良いのは当たり前」というのは、業界内の過信ではないかという御指摘は、私もそうかなと思います。そのような認識を踏まえて、林野庁では、持続可能性に関連する木材の評価ガイダンスを打ち出したところであり、これからは建築物LCAの政策的な動きも進んでいくことになっております。LCAにより、木材が負けてはいけませんので、データをしっかり揃えて戦っていくことは、これから大事なことだと思っております。このため、今年度からデータの整理を進めていきたいと思っております。

また、持続可能性をどう伝えるかという点については、昨年度と今年度の私どもの委託調査の中で、持続可能な木材の供給に関するガイダンスづくりというものを進めております。この

調査では、認証のみならず認証以外の方法で、どうやって持続可能性に関する情報を伝達できるかという検討をしておりますので、その結果も踏まえて、普及していきたいと思っております。

それから、土川委員から御指摘がありました、木材産業でのDX、AIやICTの関係が書いていないとの御指摘がございました。全ての項目に関わっているということもありますが、木材産業では、そこまで取組が進んでいないので、これからの課題と思っております。本文には181ページに、木材加工の高効率化や省力化、画像処理、AI技術も使っていると書いており、そちらの方向で進めていきたいと思っております。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

まず澤田委員から、クリーンウッド法についても言及いただきまして、ありがとうございます。クリーンウッド法については4月から施行されまして、合法性確認が新しく義務付けられて、流通の段階で情報伝達していくということで、途中から努力義務になりますけれども、最終的にはそういった情報がきちんと消費者に伝わるように、しっかり円滑な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

また、マークについて、これまで様々なマークがあることは御指摘のとおりでありますけれども、本文で御紹介しているように、最近、消費者向けの一般的な木材利用の活用、普及するというところで、ウッド・チェンジのロゴマークや木づかいサイクルマーク、こういったところで消費者の目に触れるようなマークというものの普及に努めておりますし、最近ではJapan Wood Label、Wood Carbon Labelというのを新しく定めたところでありまして、こういったところでマークの認知度を高めていき、木材利用の拡大に努めていきたいと考えてございます。

また、土川委員から輸出について御質問、御意見を頂きました。おっしゃるとおり、173ページにありますとおり、輸出につきましては近年増加傾向で推移しておりますけれども、中身を見ますとやはり丸太が多くて、しかも、その9割は中国向けというのが今の状況でございます。174ページに書いておりますが、政府としては今回食料・農業・農村基本計画で改めて、全体で2030年5兆円というのが閣議決定をされたところです。その中で林産物関係は1,660億円なので、かなり意欲的と言いますか、現状まだ少ない中でこれだけ伸ばしていくこととなりますので、175ページで事例も紹介しておりますが、付加価値の高い製材をしっかり伸ばしていきたいので、品目団体中心にこういった環境整備を進めており、本気で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、次にまいりたいと思います。第Ⅳ章、国有林野の管理経営について皆様から御意見、御質問がございますでしょうか。

出島委員、お願いいたします。

○出島委員 1点だけですけれども、198ページのところ、国有林において保護林や国立公園の拡張や、あとOECMの設定等について適切に対応することとしていると書かれています。2030年に向けて、「適切に対応」という言葉ではなく前向きな言葉が欲しいと思っておりますので、もう少し前向きにできるといいと思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今の点、表記についていかがでしょうか。事務局からお願いいたします。

○石田経営企画課長 ありがとうございます。経営企画課長でございます。

出島委員からございましたとおり、国有林としましては、保護林や国制度のOECMなど、様々なことに前向きに取り組んでいるところです。今後、どういった記述ができるか検討させていただき、次回以降に反映できるようにしたいと思いますし、国有林のミニ白書でも御審議いただくこととなりますが、前向きな記述に努めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

○立花会長 よろしくお願いいたします。

続きまして第Ⅴ章、東日本大震災からの復興につきまして皆様から御意見、御質問等をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

それでは、施策部会の委員ではない方からの意見は特段ないようですので、ここで施策部会の皆様からの御意見、御質問等をお受けしたいと思いますが、今日御欠席の斎藤委員から意見書を頂いておりますので、私から紹介させていただきます。皆様のお手元にも一枚紙で「意見書」と記載のものがあると思いますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず、特集章について、概要案P8、本文P21のところで③主伐・植栽・下刈り・間伐等の人為的な攪乱があるといった、人為的な攪乱のところについて、これでいいのかどうかということで説明をして欲しいと書かれています。もう少し生物多様性に貢献することも含めて書けないかとのことです。

2つ目に、木質バイオマスからの素材として注目されている改質リグニンについてです。本

文第Ⅲ章第2節(3)(ア)、P165では改質リグニンとセルロースナノファイバーの二つの新素材を扱われていますので、それぞれ約20から30%、約50%を占める主要2成分から得られていることを冒頭1行程度の短文で示していただけないかという質問、御要望が出ております。これは事務局からの回答をお願いすることとして、施策部会の皆様お待たせしました。ここについて質問をしたいと最初に申し述べていただいてからお願いします。大内委員、先ほど手が挙がっていましたので、お願いいたします。

○大内委員 大内といいます。よろしく申し上げます。

第Ⅲ章の木材需要と利用に関係することで、今回の分は施策部会で決めたのですが、木材価格の部分があまり入っていません。今後、木材の採算が厳しい状況で、ウッドショックで右肩上がりかと思ったら急激に下がり、需要量も下がっています。我々も合板工場に納めていますが、大体20%前後減産しています。その余り分を、滞留してしまったので輸出をしており、我々森林組合等も輸出を始めたのですが、コストに合わない林業をいつまで続けていくか、皆さんどう思いますか。林業を業とするには採算が合わないと思っているので、立方2万ぐらいであれば採算が合うといった、指標があればいいと思っております。

持続可能な林業の経営って、実際どうなのかなと。価格の合わない林業をこのまま続けて、所有者へほんの少しの金額で買ってお支払いしているものの、採算が全然合わないので再造林ができません。そのため、国から補助金を頂いていますが、今後コストに合う林業をどのように進めていただくかです。住宅の坪単価は以前は5、6十万円でしたが、今は100万円位になっています。木材価格はウッドショック前に、柱材で立方6、7万円位に戻ったのに、住宅価格は下がらないままで、我々は従業員を抱えて賃金を上げていくのに、木材価格が下がって高性能林業機械は上がっている。林業経営は本当に厳しい状況ですが、国としても林業を持続可能な林業にしていくため、国民の皆さんに林業白書を通じて森林を知ってもらい、林業を活性化していくために木材価格を上げる方向に、米も上がっていますけども、林業もある程度極端に上がっても輸入が増える場合もあるので、コストに合った林業経営をするためにも、木材価格をどうやって上げていけばいいか、皆さんで持続可能な林業経営のために考えてほしいと思っておりますので、今後の課題として担当の皆さんにお願いしたいと思っております。

あと40ページの違法伐採で、今月から更に伐採届を添付して納入していますが、国で説明会や研修会はしているものの、実際システムの整備等を実施すると、どういうデータで取りまとめを出すのかまだお示し頂いていないため、各自の独断で取りまとめて伐採届を添付しているので、早急に全国統一の方法をお願いできないかと思っております。木材価格は一口には言え

ないでしょうが、このままでは本当に林業が生き残れるのかというところなので、是コストに見合った価格に持っていくために、どのような施策をしたらいいかを今後お願いしたいです。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかの施策部会の委員の皆様、いかがでしょうか。御意見、御質問等ございませんでしょうか。

川上委員、お願いいたします。

○川上委員 栃木県の川上です。先日の施策部会における意見が反映され、また大船渡市の林野火災がコラムに追加され、そして木材価格についてもコラムで詳しく書かれており、国民の皆様にとっても、より林業に関心を持っていただけるような読みやすい白書になったのではないかなと思っています。さらに、本日の意見を踏まえて、更に良くなることを期待しています。

また、私の勤務する事務所の職員が撮影した写真が、今年度の特集の生物多様性についての記述や、本文の18、19ページの里山林のところに掲載されておりまして、大変うれしく思っております。ありがとうございました。

1点お願いがございます。印刷の問題なのかもしれませんが、本文の156ページ、157ページに木材利用の事例が多数掲載されておりますが、156ページの駒沢大学の西口ビルの内装木質化や、157ページの松田小学校や立野交流施設の内装木質化の写真が見つらく、木の良さが伝わらない写真になっていますので、差替えるなどしていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、五味委員もお願いいたします。

○五味委員 ありがとうございます。この間、先日の施策の委員会の方で出た意見がまとめられていると改めて感じました。幾つか、気が付かなかったところなのかもしれませんが、一つ目は流域の説明箇所、16ページ目の下で「順応的管理」が用語として初めて出ますが、読者には「順応的管理」という言葉が非常に分かりにくいかと思い、脚注などのページ下などで、何か補足説明をされた方がいいのではないかと思います。

また写真が幾つかありますが、その中に場所が書かれていないものが幾つかあります。例えば17ページの保全された溪畔林、11ページなどです。

例えばトピックスの40ページに、本文を読みますと愛媛県の技能実習生向けの試験ですが、全体的にその辺を分かるように、囲みがあるところはトピックありますが、少し分かりにくい

箇所があり、整理していただけるといいのではないかと思います。

もう一つは生物多様性のところで、今回特に外来種の問題は全体として特出しはされていないのですが、外来種の問題が、幾つかトピックスとして入っております。一方で、例えば木材利用という中では、4ページに書かれているように、木炭利用で小笠原にアカギが持ち込まれて、外来種として今非常に困っていることが一文書かれております。近年様々な形で木材利用では外来種を持ち込まれることがあるのではないかと。そういう傾向が幾つか国内にも事例として見られるのではないかとというものもあります。こういった点については、どこかに記載が必要ではないかと思っております

先ほど川上委員からもお話がありましたように、今回88ページで大船渡の山林火災の対応が入っております。記述内容は非常に良いと思うのですが、今回大船渡の事例が、例えば87ページですけども、2,900ヘクタールで過去60年間で最大の林野火災となっております。これは横の図を見ますと林野火災自体はずっと減ってきておりますので、大船渡市で起きている一つの林野火災としては最大であるという、丁寧な記載が必要であるかと思えます。その次の8ページのところです。写真の説明のところに樹冠火、地表火というのがそれぞれ出てきています。これも皆さん、ニュースなどでよく聞いておりますが、白書の中でもこれらがどういうものか、改めて説明していただいた方がいいのではないかと思います。

今、気が付いたところです。以上です。

○立花会長 ありがとうございます。多くの指摘を頂きました。私からは説明せずに、事務局に振りしたいと思います。それぞれ御担当からの説明をお願いしますでしょうか。

○福田木材産業課長 木材産業課長です。

大内委員から御指摘がありました木材価格の関係につきましては、御指摘のとおりだと思っております。特に昨今は、様々なものが値上がりしていく中、木材だけが値上がりしないのは、いかななものかと思っております。そういう認識も踏まえまして、先ほど川上委員からも御紹介ありましたが、本文の192ページに、「木材の価格形成に関する理解の醸成」ということで、詳細に記述しております。その中では、「木材の販売者と購入者の双方が再生林を含む森林の育成に係るコストへの理解を深めた上で、木材価格が形成されることが重要である」と書いた上で、林野庁で取り組んでいる内容も紹介しております。引き続き、このような方向で、木材の価格形成に関する理解が広まるように努めてまいります。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

大内委員からクリーンウッド法の関係について御指摘を頂きました。4月から施行され、素

材生産事業者にも情報提供が義務化されており、運用に御協力いただきましてありがとうございます。

また、システムについては3月末に完成しております、2月から3月にかけてシステムの説明会等もさせていただきました。なかなか現場まで情報が行き届いていないと大変申し訳なく思っておりますが、制度が始まりましたので、引き続き全国で説明会等も実施してまいります。事業者の負担軽減ということでシステムを整備させていただきましたので、これを使って例えば情報の記録や伝達が可能になっており、既に利用されている方もいらっしゃいますので、引き続き周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○石井森林利用課長 森林利用課長でございます。

五味委員から外来種のお話がございました。まだ日本はそれほど外来種を植えることが一般的ではございませんので、ここでは取り上げずに、アカギのお話は事例に書かせていただきました。

なお、生物多様性を高めるための林業経営の指針をこの春に改定いたしまして、その中には、植栽樹種については、「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」、こういったものを踏まえて、生態系への影響、同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けることを明確にさせていただいているところでございます。

以上です。

○上杉企画課長 企画課長でございます。

全般的な御指摘で、まず川上委員から写真の画像が見つらいということでしたが、本日お配りしているのは役所のプリンターで印刷したもので、成果品は業者に発注して分かりやすい画像になることと、ホームページに電子データを載せますので、そちらは鮮明な画像になるはずですので、成果品はもっと分かりやすいものになると思っております。

あと五味委員から御指摘の文言の注釈について、分かりにくいところは再度、どこまでできるかはありますが、検討させていただきます。あとは、写真の場所はなるべく入れられるように検討してみたいと思います。

以上でございます。

○立花会長 ほかにはございませんか。お願いいたします。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

斎藤委員から御意見を頂きました、改質リグニンやセルロースナノファイバーの原料になりますリグニンとセルロースの木材の中での成分の割合の表記についてでございます。本文165

ページ、166ページにそれぞれ、木材の主要成分の一つであるリグニンやセルロースという表現をしておりますが、この部分に、リグニンであれば木材の組成のうちの約2割から3割を占める成分であること、またセルロースにつきましては同じく4割から5割を占める主要な成分であることが分かるような形で加筆することを検討したいと思えます。

もう一点、五味委員から御意見を頂きました大船渡の火災の関係でございますが、資料2で後ほど私から火災の状況等を含めて御説明させていただきますけれども、過去60年間で最大規模の火災であったため、こういう表現にさせていただいているところです。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○石井森林利用課長 斎藤委員から御提出いただいた御意見にお話がございます、もう一点の攪乱のお話、斎藤委員から、ここは人工林の文脈でございますけれども、「人為的な攪乱」、重要なキーワードであるが、センセーショナルな言葉で、多様性に貢献するといった文脈もあるので、そこを明確にすればどうか、言い切ってしまうと正確でなくなるのであれば、その限りではないという御意見がございました。

「攪乱」は森林生態学では一般的な言葉でございます、攪乱にも伐採、植栽とか人為的なものと、先ほどの火事もそうでございますけれども、風倒や枯死でギャップができる自然攪乱ということもありまして、人為、自然とも森林に影響を及ぼす点では同じだと思っております。

また、攪乱による影響はプラスですかマイナスとは一概に言えない部分がございます、例えば伐採などで日が当たりやすくなってしまうとコケ類などの弱いものにとっては、生育にはマイナスの影響を与える一方で、明るい環境を好むキイチゴみたいなものは攪乱後に侵入して増加することもございます。そういったように、「多様性に貢献」とまで言い切ってしまうと正確ではなくなるということでございますので、原案のまま中立的な表現にしたいと考えてございます。

○立花会長 これで全てでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問を賜ったということで、ここまでとさせていただきたいと思えます。

それでは、林政審議会としての取りまとめを行いたいと存じます。ここまでのところでは、内容については特段に、これは変えなければいけないということはございませんでした。ただ、専門用語であるとか表記のところで修正が必要ではないかという御提案を頂いたと認識してお

ります。

そこで、令和6年9月5日に農林水産大臣から諮問のありました「令和7年度森林及び林業施策」は、令和6年度森林及び林業の動向も含めて、今後の修正等の対応について会長に一任いただいた上で、適当であるという旨の答申をしたいと考えております。いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○立花会長 ありがとうございます。異議なしとの意見を皆様から頂きました。ありがとうございました。

それでは、議事（1）令和6年度森林及び林業の動向（案）及び令和7年度森林及び林業施策（案）の答申書の手交に移ります。

7林政第2号、令和7年4月18日。

農林水産大臣 江藤拓殿。

林政審議会会長 立花敏。

令和7年度森林及び林業施策について（答申）。

令和6年9月5日付け6林政企第26号をもって諮問のあった標記の件について、以下のとおり答申します。

令和7年度森林及び林業施策について、別添のとおり公表することが適当である。

（立花会長から青山林野庁長官へ答申文を手交）

○青山林野庁長官 どうもありがとうございました。

○立花会長 どうもありがとうございました。

次に、議事（2）その他に移ります。

まず大船渡市林野火災の対応状況について、里山広葉樹林の利活用を通じた再生に向けての提言について、事務局からまとめて説明を受けたいと思います。

それでは、まず大船渡市林野火災への対応状況について、研究指導課長からお願いいたします。

○松本研究指導課長 研究指導課長、松本でございます。よろしくお願いたします。

資料2に基づきまして、大船渡市林野火災への対応状況について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

まず林野火災の発生状況でございます。令和7年2月から3月にかけて、岩手県大船渡市を始め、各地で大規模な林野火災が発生しております。下に図を載せてございますが、2月には岩手県大船渡市、長野県上田市、山梨県大月市で、また3月には岡山県の岡山市、愛媛県

今治市で焼損面積100ヘクタールを超える規模の林野火災が発生しております。

右に表を載せておりますけれども、大規模な林野火災の発生状況につきましては、近年は年間ゼロ件、若しくは1件で推移をしていましたが、令和6年には3件、令和7年は既に5件が発生している状況でございます。

農林水産省におきましては、2月27日に林野火災対策本部を設置し、被害状況の把握等を進めております。

岩手県大船渡市の林野火災につきましては、3月28日に激甚災害に指定をされたところでございます。

なお、大船渡市の焼損面積、資料では2,900ヘクタールとさせていただいております。昨日、大船渡市から延焼範囲という言い方で、焼損したところを含むエリアという形で3,370ヘクタールであるということが公表されたと伺っております。引き続き被害の把握に努めてまいります。

また、右下にございますように、激甚指定された林野火災は過去に4件ございます。この中でも今回の林野火災は大規模なものであったと認識しております。

次に2ページを御覧ください。林野火災からの森林復旧につきまして御説明いたします。

まず、①にあります激甚災害に指定された場合でございますが、森林災害復旧事業を活用した復旧が可能になります。森林災害復旧事業の対象になることで、一般の公共事業とは別枠で予算が措置されます。これにより、安定的かつ計画的に対応ができるようになります。

市町村主体で実施をすることで、下にグラフを載せてございますけれども、国費が50%、都道府県費が16.7%、市町村が33.3%負担することで、所有者負担がゼロで復旧を進めていくことができます。

また、県の負担分に対しましては特別交付税が措置され、自治体の負担軽減にもなります。

なお、市町村の負担分については、この森林災害復旧事業に関わらず、特別交付税の措置がございますので、御紹介させていただきます。

激甚災害の指定をされていない森林であっても、右の②にございます、森林整備事業の中の特定機能回復事業を活用した復旧を進めてまいります。こちらの補助率は国と県合わせて68%になります。ただ、激甚災害の指定の場合とは異なり、県負担の特別交付税の措置はございません。

水源林造成事業ということで、水源涵養機能の発揮が特に求められる森林の再生を、森林研究・整備機構の森林整備センターが実施することとしております。

次に3ページを御覧ください。

大船渡市の林野火災の被害と対応状況でございます。

2月26日に大船渡市で発生した林野火災は、発生から11日目の3月9日に鎮圧、4月7日に鎮火の宣言が出されたところです。焼損面積は現在調査中ですが、2,900ヘクタールに及ぶ山林が焼損するなど、大きな被害が発生しております。この焼損面積は、過去60年で最大のものと認識しております。

左下に被害状況の写真を紹介してございます。4つある写真の左上が樹冠火、後ほど資料で御説明させていただきますけれども、大規模に焼損が発生したという小路地区の写真でございます。その右側が合足地区の海岸防災林の焼損の状況でございます。下段になりまして、林業機械、それから菌床しいたけ栽培ハウスの被災の写真を掲載しております。

この復旧・再建に向けた支援策としまして、まず森林の焼損につきましては、先ほど御紹介した森林災害復旧事業により被害木の伐採・搬出、伐採跡地の再造林等の支援を行うこととしております。

また、土砂流出のおそれのある森林につきましては、土砂の流出防止対策を行うため、災害関連緊急治山事業での支援を行うこととしております。

また、高性能林業機械、特用林産施設の焼損に対しましては林業・木材産業循環成長対策により、その施設の撤去・復旧等の支援を行うことを考えてございます。

4ページを御覧ください。

林野火災の発生と傾向について御説明いたします。

我が国の林野火災は、たき火や火入れなどの人為的な要因に強風、乾燥、落雷といった気候的な要因や傾斜といった地形的な要因、林床の可燃物等々の植生といった条件が加わり発生をいたします。

右に円グラフを載せてございますが、原因が分かっているもののうち、ほぼ全てが人為的要因で発生しております。ただ、下にグラフを載せてございますが、件数は長期的に見れば減少傾向という状況でございます。

次に5ページを御覧ください。林野火災の種類と発生しやすい森林について御説明いたします。

左側に林野火災の種類を3種類紹介してございます。

まず「地表火（ちひょうか）」と呼びますが、林床の落ち葉や落ちている枝など可燃性のものがあり、そうしたものを燃える火災を「地表火」と呼んでおります。最も発生が多く、また

延焼の速度が速いという特徴がございます。

中段が「樹冠火（じゅかんか）」と呼びますが、樹木の葉や枝が燃える火災でございます。先ほどの地表火から誘発されて火がつくものです。また、ここから別の場所に飛び火が発生するという特徴もございます。

一番下が「地中火（ちちゅうか）」と呼ばれるものです。地中に堆積した泥炭や腐植層などの有機物が燃える火災でございます。これは地中ということもありまして、消火が難しいという特徴がございます。

右側を御覧ください。林野火災の種類と樹木の関係でございますが、一般に我が国は冬場乾燥するため、非常に林野火災のリスクが高まります。この時期に落葉樹の森林ですと葉が落ちて枝に葉がない状態なので、太陽の光が日射エネルギーが直接地表・林床に注ぎ、非常に落葉・落枝が乾燥することで地表火が起こりやすい状態、林野火災の発生危険度が高い状態と言えます。

一方、常緑樹の場合は、こうした形で太陽のエネルギー、日射エネルギーが地表に届きにくいので、落葉樹に比べれば地表火は起こりにくいと言えますが、樹冠に葉や枝がありますので、上の葉や枝は燃えやすいという意味で樹冠火が起きやすいと言われております。

6 ページを御覧ください。

大船渡市の林野火災を踏まえた消防対策の在り方の検討について御紹介いたします。

現在、大船渡市の林野火災につきましては、消防庁、消防研究センター等の合同で延焼状況の調査を行っています。下の写真は、3月17日から19日にかけて、消防本部、林野庁、森林総研合同で調査を行った様子でございます。

こうした火災原因の調査の結果等を踏まえまして、現在、消防や防災のあり方についての検討会を消防庁と共同で設置をし、4月11日に第1回の検討会を開催したところでございます。

検討会の委員につきましては、NPO法人日本防火技術者協会の関澤理事長に座長をお願いしており、消火や防災、森林に詳しい有識者の皆様に御参加を頂いているところでございます。

左下でございますが、今回の大船渡の火災は、例えば短期間で広い範囲が被害が拡大したことや、消火栓や自然水利の確保が難しい山間部での火災であったという特徴がございます。先ほどの現地調査等々を踏まえまして、今後取り組むべき火災の予防ですとか消防活動の充実といった、消防防災対策の在り方について検討を進めていくこととしております。

説明は以上です。

○立花会長 ありがとうございます。引き続き、里山広葉樹林の利活用を通じた再生に向け

での提言について、長崎屋森林整備部長からお願いいたします。

○長崎屋森林整備部長 林野庁では昨年11月に里山広葉樹利活用推進会議を設置いたしまして、荒廃が進む里山広葉樹について、その利用を推進することで再生に繋げようという検討を行いました。また、この議論に当たりましては、林野庁内でドングリが好きな職員が集まりましてチームを結成して、里山の状況から広葉樹の利用状況まで幅広く調べまして会議の提言につなげております。

本日は3月に取りまとめられました提言の概要につきまして、チーム長を務めております鈴木上席木材専門官から説明いたします。

○鈴木上席木材専門官 御紹介いただきました、国産広葉樹利活用推進チームのチーム長を担当している鈴木でございます。私から、資料3-2を使いまして説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。部長から説明がありましたとおり、この会議では森林・林業関係者だけではなく、消費行動に詳しい方々、それから発信力のある方々など、幅広い方々に参画してもらい、議論が行われました。

2ページを御覧ください。

白書の記述とも重なるところがありますが、今回の議論の出発点となった里山広葉樹林の現状について簡単に御説明いたします。

左の図にイメージを示していますが、かつて里山広葉樹林は地域住民の生活と密接に結び付いており、人々が薪炭などの燃料、肥料用の落ち葉などを採取しておりました。

右の図にありますように、かつての里山林は20年程度のスパンで成長と伐採を繰り返すサイクルで利用されておりました、その結果、独自の生態系を形成してきました。

3ページを御覧ください。

ところが、戦後の燃料革命以降、薪などの利用が激減しまして、里山広葉樹林は長らく放置されてきました。左のグラフにありますように、かつて20年、つまり4齢級程度で伐採されていた広葉樹林が長年放置されることにより高齢化しておりまして、こうした放置里山林は400万ヘクタール程度あると推計しております。

それから、放置された結果、右側にイメージの写真を載せておりますけれども、ナラ枯れ被害の拡大であるとか、やぶ化することによって野生動物との軋轢の増加など、人々の暮らしや生態系にも影響が生じているところです。

こうした、利用しないことによって生じる生物多様性の危機というのを「アンダーユースによる危機」と言うておりまして、正にそれに該当することと考えております。

4ページを御覧ください。

一方、広葉樹の需要動向、利用状況について御説明させていただきます。

広葉樹の総需要量は2,400万立方メートル程度ございまして、このうち9割は輸入材、国産材は1割と、国産材は僅かでございます。

それから右下の円グラフですけれども、国産材は製品の用途、家具や内装材など高付加価値な製品用途に使われているものが5%以下と、僅かとなっております。主な用途がピンク色の、これは輸入材もですが、木材チップ、製紙用が主ですけれども、こちらが多い状況となっております。

次は5ページですけれども、広葉樹利用の新たな動きというところで、左のグラフを御覧ください。

輸入広葉樹のうち製材品の輸入量、平均単価を示したものでございます。製材品ということは、つまり家具や内装、それから最近ではウイスキーの樽などに使われるものですが、こういった物の価格が非常に急騰しておりまして、これらを使う業界からは、国産広葉樹をもっと供給してほしいと、ニーズが高まっているところでございます。

その際、近年エンカル消費への意識の高まりなどを背景としまして、右側に写真を掲載しておりますけれども、今まで使われてこなかった樹種、あるいは小径、直径の小さな木材、それからナラ枯れに遭った虫害被害材、こういったものも積極的に利用しようという動きも見られるところでございます。

それから、6ページ目を御覧ください。

これは地域の取組ということで、岐阜県飛騨市の事例を紹介したものでございます。飛騨市の方は豊富な広葉樹資源を有しておりますが、そのほとんどがチップ用途であったところでございます。それら里山広葉樹を有効に生かすため、飛騨市では広葉樹のサプライチェーンの再構築に取り組んでいるところでございます。

具体的には、右の図の真ん中の方に広葉樹活用コンシェルジュとありますけれども、川上と川下のマッチング役を配置しまして、広葉樹の場合、様々な樹種やサイズが出てきますので、こういったものと、あとは川下側、これも様々な需要、ニーズがありまして、これを結び付けることにより、これまでチップ用だった広葉樹に付加価値を生み出すことに成功しているところがございます。

それから、7ページ目でございます。

こういった現状、それから事例などを踏まえまして、里山広葉樹利活用推進会議では提言を

取りまとめていただきました。その概要をちょっと御説明させていただきます。

提言の趣旨としましては、放置されている里山広葉樹林を使う動きがあるものの、地域レベルでとどまっている、これを全国レベルの効果的なサプライチェーンに引き上げていくことで、それらの里山広葉樹を利用することで里山広葉樹林の再生を目指すというものでございます。

提言の中では、里山広葉樹林の再生が生み出す新たな価値としまして、ここの半分から下の方に、4つの視点を提示されております。

1点目としましては、国民目線からということで、生物多様性の回復に貢献するという点でございませう。

それから2点目としましては、地球市民としての視点というところで、地球環境の保全に資するという点でございませう。

それから3つ目としまして、地域住民目線というところ、これは先ほどの飛騨市の例のように、これまで有効利用されていなかったものを有効利用するというところで、地方創生に資するという点がございませう。

それから、最後4つ目ですけれども、林業・木材産業の視点からというところで、これまでの針葉樹供給以外の道が開けるということで、産業の持続性の向上にも資するのではないかとということでございませう。

こういった4つの視点が提示されているところでございませう。

それから、最後の8ページでございませうけれども、こういった視点を踏まえて展開すべき政策が示されてございませうして、一つ目が各地域の取組への支援の強化で、こちらは、里山広葉樹の特徴を踏まえた支援メニューとなっております。針葉樹とは異なる支援が必要だということと、こういった支援メニューの充実・強化を図ることとされております。

それから二つ目ですけれども、里山広葉樹利活用・再生プラットフォーム（仮称）の構築というところで、ここの囲みにありますように、「森林側がマーケットに積極的にアプローチすることで、需要側のニーズの発掘と里山林への理解を促進し、最終的には伐採地から生産される少量・多樹種の広葉樹材全てを利活用（プロダクトアウト）できるようにするため、基盤となる情報を共有する場としてプラットフォームを設立する。」といったものでございませうして、参加者のイメージを細々書いておりますけれども、川上から川下までの関係者の参画による全国レベルのプラットフォーム、団体を構築することが提言されているところでございませう。

説明は以上となりますけれども、この提言を受けまして、国産広葉樹利活用推進チームではプラットフォーム設立に向けて引き続き活動していく予定でございませう。

私からの報告は以上となります。

○立花会長 ありがとうございます。2つの御説明を頂きました。

実はこの時間が本来終わるべき時間でありまして、残された時間がもうないのですが、折角ですので、5分程度お時間を頂戴することにして、皆様から御意見、御質問を頂きたいと思いますが、私の判断で、今日発言の機会を私の方で準備できていない日當委員、林田委員、高森委員を優先して御意見、御質問があれば出していただければと思います。端的な形でまとめていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○日當委員 日當でございます。ただいま大船渡の林野火災につきまして御報告いただきまして、ありがとうございます。まず私の地元でございます、国の方からこのように積極的に復旧に関与していただけるということ、大変ありがたく思っています。

私の立場から申し上げますと、整備されました木材が適切に有効活用されるように、しっかりと使っていきたいなと思っております。その際には科学的な知見とか、いろいろな調査・研究等が必要になるかと思えますし、何よりも様々な風評ということもございますので、そういったものを払拭するようなPR等もまた必要ではないかと思っており、業界を挙げてそちらにも取り組んでいきたいと思っております。感想でした。

○立花会長 ありがとうございます。

林田委員、お願いいたします。

○林田委員 1点質問させてください。里山広葉樹林の話は非常に興味を持って聞きました。単純に、どうやって伐って、伐った後どうするのだろうかというのが質問でございまして、自然再生にするのか、その辺りを教えていただければと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

高森委員、いかがでしょうか。

○高森委員 広葉樹林、広葉樹のプラットフォームというのは、とてもすてきな取組だなと思いました。先ほど木材価格の話がありましたが、結局、出口のマーケットをしっかりと作れば自然にマーケットができてくるので、いかに高付加価値の魅力的なものを作れるかが勝負かということを感じておりました。

○立花会長 ありがとうございます。

もし、ほかの委員の方から御質問があれば、お一人お受けしようかと思いますが、いかがですか。

上月委員、お願いします。

○上月委員 お尋ねしたいのが、なぜ里山と針葉樹を分けられるのか。基本的には拡大造林で広葉樹林を針葉樹林にした経緯があるのと、それから突き板用の広葉樹材であれば1㎡あたり10万円以上で売れるものもあると思います。はっきり分かりませんが、広葉樹合板用の原木で、1㎡あたり3万円位で売れると思います。

ただし、最近では、技術開発も進み、ヒノキ材に樹脂注入したフロア材用合板などを製造しつつあると聞いていますが、将来的には分かりませんが、1つの夢としてはあるかと思えます。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、林田委員と上月委員から御質問がありました。お願いいたします。

○鈴木上席木材専門官 まず林田委員から御質問があった件、どうやって伐って再生するのかというところですが、我々もなかなか里山というのは、広葉樹の知見が乏しいところございまして、今イメージしているのは、プラットフォームの中でしっかり全国からの情報を集めて共有することを通じて、そういったところも進めていきたいと思えます。

例えば富山の富山西部森林組合はコナラ林を伐って、それをきのご菌床用のオガ粉にしているという所があるのですが、そこはコナラ林を伐って再生することをかなり前から行っておりまして、そういったところの知見などは参考になると考えております。

それから上月委員から、里山と針葉樹をなぜ分けるのかというのは、今回は広葉樹、放置されている里山広葉樹林をうまく活用することによって生物多様性の回復に貢献していこうというような視点から始まっているというところで、御理解を頂ければなと思えます。

それから、突き板用や合板のお話もありましたが、そういったところにも使っていけたらと考えておりまして、例えば北海道ではこれまで使われていなかったシラカバを、合板工場が昨年位から商品化しておりまして、そういった取組をうまく捉まえて、川上側と結び付けていき、プラットフォームの中でも進めていければと考えております。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様からも質問したいところかもしれませんが、すみません、時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきます。それでは最後に青山林野庁長官よりコメントを頂きたいと思えます。お願いします。

○青山林野庁長官 皆さん、本日は長時間にわたり御審議を頂きまして、ありがとうございます。白書のような面に御意見いただきました。山元の立木価格がこれだけ下がっていて意欲がないことに対する様々な点からの御指摘について、我々もうまく提示できていないというお話だと思います。

山元立木価格は1980年から下がり続けていて、ウッドショックの時に上がったわけで、下がらずに上がるという経験ができたのは大きな経験だと思いますが、マクロ的に見て、行政も業界もずっと価格は下がり続けてきたので、何か対策をして成功体験があるわけでもありませんので、我々も皆様と知恵を出し合いながら、これから対応していかなくてはならないと思っています。

この価格が下がり続けてきたのは国民の皆さんの認識が、放っておいてもそういうものなのだろうとの認識であったからとっておきまして、新しい価値を提案していかなくてはいけないことから、生物多様性というところに活路を見いだすことや、SDGsの関係で建築物への木材利用の評価ガイダンスを作るなど、試行錯誤を我々も始めているところでございます。

これから皆様方の御協力も頂きながら、世の中にどう今の状況を分かりやすく説明し、木材の価値が上がる方向へ行政も持っていきたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいというのが本日の感想でございました。どうもありがとうございました。

○立花会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の林政審議会の議事を終了いたします。

今日皆様から頂いた議論の中で、これから私たち林政審議会において審議をする重要なものとして、森林・林業基本計画がございます。もう少しすると、この審議が始まるわけですので、十分にここでやり取りできなかった部分については皆様からまた、そうした観点での御意見等も頂きながら、林野庁の皆さんとともに考えていければと考えております。引き続きよろしくお願いたします。

本当に長時間にわたりまして、皆様に様々な形で御意見いただき、御審議いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。遅くなってすみませんでした。

○小島林政課長 事務局でございます。立花会長、どうもありがとうございました。

次回の林政審議会につきましては、後日事務局より御案内させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

改めまして、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり熱心な御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

午後6時19分 閉会